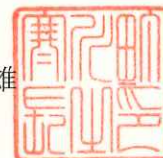


寒 協 第 8 号
令和3年5月6日

寒川町まちづくり推進会議
会長 杉下 由輝 様

寒川町長 木村 俊雄



寒川町協働事業選考委員会委員の推薦について（依頼）

日頃より、町政運営につきましては格別の御指導御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町では寒川町自治基本条例を平成19年4月に施行し、「町民と町が協働するまちづくり」を自治の基本理念として、町民の参加による自治運営を推進しております。

また、この条例の趣旨に沿った取り組みとして、「寒川町みんなの協働事業提案制度」を設けておりますが、提案された協働事業の審査や審査基準の策定などを行うために、「寒川町協働事業選考委員会」を設置しております。

つきましては、別添「寒川町協働事業選考委員会設置要領」に基づき、貴会議から次とおり委員をご推薦いただきたく、別紙推薦書により御推薦下さい。

名 称	推薦委員数	任 期
寒川町協働事業選考委員会	3名	令和3年7月1日～令和5年6月30日

※ 勝手ながら、推薦書は6月7日（月）までにご提出下さい。

なお、委員への謝礼につきましては、些少ではございますが、会議出席毎に記念品を進呈させていただく予定です。

事務担当は、町民部町民協働課協働推進担当
電話：0467-74-1111 内線 291 FAX：0467-74-9141
e-mail：kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp

○寒川町協働事業選考委員会設置要領

平成27年4月1日

改正 平成28年1月26日

平成29年4月1日

平成31年3月15日

(設置)

第1条 寒川町みんなの協働事業提案制度実施要綱第9条の規定に基づき寒川町協働事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 提案された協働事業の審査に関すること
- (2) 審査基準の策定に関すること
- (3) その他審査等について必要な事項に関すること

(平28年1月26日・一部改正)

(組織)

第3条 選考委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 寒川町まちづくり推進会議からの推薦者
- (2) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会からの推薦者
- (3) 寒川町ボランティア連絡協議会からの推薦者
- (4) 公募の町民
- (5) 企画政策課長
- (6) 財政課長
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員(前条第2項第5号及び第6号に掲げる委員を除く)の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、前条第2項第4号に掲げる委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定によるものとする。

(会議)

第5条 選考委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 選考委員会は会議の運営上必要があると認める場合は、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第7条 選考委員会は、選考結果を町長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、協働事業選考結果報告書(第1号様式)により行う。

第8条 意思決定の中立性を確保するため、会議は、非公開とする。

(除斥)

第9条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族又は自己若しくはこれらの者が所属する団体に直接利害関係がある提案事業の審査に加わることができない。

(秘密保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 寒川町協働事業選考委員会の庶務は、協働文化推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月26日)

この要綱は、平成28年1月26日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。